

2016年4月から 健康保険制度が変わりました

所得が高額な方の保険料や給付内容の一部などが変更されていますので、ご確認ください。

標準報酬月額の上限の引き上げ

保険料などの計算の基礎となる標準報酬月額について、従来の最高等級の121万円(47等級)の上位に3等級追加され、上限が**139万円(50等級)**に引き上げられました。併せて、賞与にかかる保険料を算出する基礎となる標準賞与額の年間上限も、従来の540万円から**573万円**に引き上げられました。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

が2016年4月より
追加部分

傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

傷病手当金と出産手当金について、給付の基礎となる標準報酬日額の算定方法が変わりました。

従来は、請求日の属する月の標準報酬日額の3分の2が支給されていましたが、**直近1年間の標準報酬日額の平均**(被保険者期間が1年に満たない方は、その方の被保険者期間における標準報酬日額の平均か、全被保険者の平均標準報酬日額のいずれか低い額)の**3分の2**となりました。

※ムラタ健保の付加給付(傷病手当付加金、延長傷病手当付加金、出産手当付加金)の算定基礎となる標準報酬日額も同様に変更しています。

入院時食事療養費等の見直し

在宅療養との公平を図るため、一般所得者の入院時の食事代について、1食260円から**1食360円**に引き上げられました(2018年4月からは1食460円となります)。

2016年3月まで		2016年4月より		2018年4月より	
	負担額(1食)		負担額(1食)		負担額(1食)
一般所得	260円	一般所得	360円	一般所得	460円
低所得Ⅱ	210円				
低所得Ⅰ	100円				

※低所得者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の負担額は据え置きです。

海外療養費の申請方法の変更

海外療養費の支給申請の際、従来の必要書類の他に以下のものが必要になりました。

詳細はムラタ健保ホームページ又はイントラネット掲示板を参照ください。

- ・旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ・保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

◆紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担導入

紹介状なしで特定機能病院及び病床数500床以上の病院を受診する場合、患者は窓口で初診5,000円(歯科は3,000円)以上、再診2,500円(歯科は1,500円)以上を負担することになりました。

※特定機能病院とは…高度先進医療の研究・治療・医師の研修に当たる病院

◆患者申出療養の創設

国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として利用できるよう、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養のしくみが創設されました。